

総合教育会議について（概要）

平成27年4月1日施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要は次のとおりです。

- 改正の目的
 - ・教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保
 - ・地方教育行政における責任体制の明確化
 - ・迅速な危機管理体制の構築
 - ・地方公共団体の長と教育委員会との連携強化
 - ・地方に対する国の関与の見直し

- 改正内容
 - I. 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
 - II. 教育委員会について
 - ・委員による教育長のチェック機能を強化
⇒ 教育委員の定数1 / 3以上からの会議の招集の請求
 - ・会議の透明化を図る ⇒ 議事録を作成・公表
 - III. 教育に関する「大綱」を首長が策定
 - IV. 「総合教育会議」の設置義務化
 - V. 国の関与の見直し
 - VI. 経過措置

1. 「大綱」の策定について

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。

また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

これらのことから、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付け、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとした。

(1) 基本的事項

① 総合教育会議における協議

地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議しなければならない。(法第1条の3第2項)

② 大綱の公表

地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。(法第1条の3第3項)

③ 大綱の内容

詳細な施策について策定することは求められていない。

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

④ 地方公共団体の長が有する「大綱」の策定権限について

地方公共団体の長に大綱の策定権限が与えられてはいるが、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではない。(法第1条の3第4項)

(2) 尊重義務

① 大綱の記載事項については、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかる。

② 会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。

③ 地方公共団体の長が、調整のついていない事項を大綱に記載した場合の取扱い

- ・教育委員会は、当該事項を尊重する義務は負わない。
- ・教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであるから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断することになる。

2. 総合教育会議について

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとした。

(1) 会議の設置、構成員等

- ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けなければならない。
- ・ 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議調整の場であり、地方自治法上の附属機関には該当しない。
 - ・ 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することになる。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。
- ※緊急時には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能。

緊急の場合に教育長のみが出席する場合

ア. 事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合
教育長に対応を一任している場合

⇒ その範囲内で、教育長は調整や意思決定が可能。

イ. そうでない場合

総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う必要がある。

- ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

<教育委員会側から総合教育会議を招集することも可能>

教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実など予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会側からも積極的に招集を求めることができる。

- ④ 総合教育会議の事務局

地方公共団体の長の部局で行うことが原則であるが、地方自治法の規定に基づき、各地方自治体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能 ⇒ 事務局は「教育総務課」（事務委任）

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項

- ① 基本的な協議事項、調整事項
- ア. 大綱の策定に関する協議、調整
 - イ. 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策についての協議、調整

(具体例)

- ・学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

ウ. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、調整

(具体例)

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合。
- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生したほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

エ. 上記事項に関する構成員の事務の調整

「調整」 ⇒ 地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。

「協議」 ⇒ 調整を要しない場合も含めて、自由な意見交換として幅広く行われるもの。

② 総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものである。

- ・教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するものではない。
- ・総合教育会議で協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものである。

③ 総合教育会議においては、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではない。

(3) 調整の結果の尊重義務

構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しな

ければならない。

(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議は、原則として公開するものである。

＜非公開とするものの例＞

- ・ いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるもの。

- ② 総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するように努めなければならない。

⇒ 会議の議事録を作成し、ホームページで公表する。

(5) その他

- ① 協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

＜（想定）意見を聴くことができる関係者又は学識経験者＞

大学教員、学校運営協議会委員、PTA関係者、地元の企業関係者 等

- ② 会議の具体的な運営

総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意を持って決定することになる。

＜運営に関し必要な事項の具体例＞

- ・ 地方公共団体の長による招集手続き
- ・ 協議題の提示及び決定方法
- ・ 総合教育会議の事務局を担当する部署
- ・ 議事録の作成及び公表に係る実施方法
- ・ 非公開とする議題についての指針 など

総合教育会議の設置は法で規定されているため、各自治体において新たに条例等を整備する必要はない。第1回目の総合教育会議において「運営に必要な事項等に関する内規（要綱）」を定めた時点で、総合教育会議が設置されたものとみなされる。